

国の施策及び予算に関する
指定都市市長会・中核市市長会
共同提言

指定都市市長会
中核市市長会

令和7年11月

目 次

はじめに	1
------	---

【重点提言】

1 こども・子育て政策の充実	2
2 災害復旧・復興や安全・安心な施設整備に向けた財政措置の拡充等	5

【通常提言】

3 デジタル・トランスフォーメーションの実現に向けた取組の推進	7
4 脱炭素社会の実現	10
5 地域公共交通の確保維持改善に係る財政措置の拡大	11
6 物価高への対応に要する財政措置等	12
7 地方創生の一層の推進と東京都への一極集中の是正	12
8 二市長会との定期的な協議の場の設置	14
9 地方分権・地方制度改革の一層の推進	14
10 地方税財政制度の再構築	15

はじめに

指定都市・中核市では、社会情勢の変化に伴う財政需要が増加しているが、現状において税制・財政上の措置は十分とはいえない。とりわけ国際的な原材料価格の上昇や円安の影響によるエネルギー・食料品価格等の物価高への対応をはじめ、能登半島地震や豪雨など全国的に多発する大規模災害からの復旧や復興、防災・減災対策、令和7年1月の大規模な道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策など、国土強靱化の取組などに多額の経費が見込まれ、財政運営は極めて難しい状況に置かれている。

また、これまで地方創生の取組を進めてきたものの国全体での人口減少や東京都への一極集中などの大きな流れを変えるには至っておらず、引き続き地方が厳しい状況にある。

このような状況の中でも引き続き、こども・子育て政策の充実を図るなど、少子化・人口減少対策の取組や、災害復旧・復興や安全・安心な施設整備の取組等、緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要がある。

日本の総人口の約4割が居住する指定都市・中核市は、国と共にこうした状況に対処するとともに、一層地方創生を牽引する先導的役割を果たすことが求められている。

そこで、指定都市・中核市がその役割を存分に発揮し、近隣市町村を含めた地域社会・経済を活性化させ、真の地方創生が実現できるよう、次のことを提言する。

令和7年11月18日

指 定 都 市 市 長 会
中 核 市 市 長 会

重点提言

1 こども・子育て政策の充実

- (1) 「こども未来戦略」の加速化プランに掲げる具体的な施策の実施にあたっては、地方自治体に新たな財政負担や人的負担がないよう、国において恒久的な財源を確保するとともに、指定都市と中核市の意見を十分踏まえること。

特に、妊娠時から出産・子育てまでにかかる経済的支援と伴走型相談支援をパッケージで行う「出産・子育て応援交付金」については、令和7年度から恒久的な制度とされたところであるが、「妊婦のための支援給付」とどまらず、「妊婦等包括相談支援事業」についても、全額国費で事業を実施できるよう財政措置を講ずること。

- (2) 各地方自治体が独自に実施しているこども医療費助成やひとり親家庭医療費助成等については、自治体間で認定基準や助成範囲が異なり、地域によって助成内容に差異が生じているが、過度な自治体間競争は社会保障制度の持続可能性の観点から望ましいあり方ではない。安心してこどもを生育できることのできる社会を実現するため、国が社会保障制度として全国一律の医療費助成制度を創設し、子育て家庭の経済的負担を軽減すること。なお、制度創設にあたっては、国と地方自治体が協議の場を持ち、制度のあるべき姿について議論した上で、制度設計を行うこと。また、保育料の負担軽減についても、各地方自治体が独自に取り組んでいるため、国において、幼児教育・保育無償化の対象を0～2歳児へ拡大するとともに、多子世帯の負担軽減に係る所得制限や年齢制限を撤廃するなど、抜本的な見直しに取り組むこと。

- (3) 教育・保育の担い手となる人材の確保・定着のため公定価格における基本分単価や処遇改善等加算の更なる増額及び処遇改善分の教育・保育人材への適切な配分の制度的保証を図るとともに、特定教育・保育施設のみならず、様々な施設・事業に従事する全ての教育・保育人材にも同様の処遇改善を行うための支援を行うこと。

また、施設が安全・安心な保育を提供かつ安定的な運営を確保できるよう、保育士配置基準の見直し及び物価高騰の影響の反映や地域区分の適切な設定による公定価格の引上げ、並びに地方自治体が実施する保育士等確保策への財政措置や保育所等施設整備に係る所要の財源の確保並びに補助率の嵩上げ等の措置を講ずること。

加えて、アレルギー対応に係る栄養士等の専門職の確保及び医療的ケア児等の保育所等への受入促進に係る財政措置の更なる拡充等を図るととも

に、障害福祉施設や幼稚園等においても、受入促進が図られる体制整備や支援措置を講ずること。

(4) 放課後児童クラブ等において、放課後児童支援員等のスキルアップや要配慮児童への加配対応等をはじめとする質の向上、放課後児童支援員等の処遇改善など人材確保に要する経費について、財政措置を拡充すること。あわせて、I C T設備の導入など効率的な運営に資する経費や賃借料を含む施設の整備・維持に要する経費についても、財政措置を拡充すること。また、一部自治体においては、仕事と子育てが両立できる環境を整備するために、放課後児童クラブ等の待機児童対策、学校の開門までの朝の居場所の確保などを開始しているが、社会の働き方改革が十分に進むまでの間、これらの取組に対し財政措置を講ずること。

(5) 本来の教科教育の対応に加え、いじめや不登校等の対応により在校等時間の増加等、教職員の勤務環境が大きく変化していることから、令和6年8月に中央教育審議会が答申した『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」の内容を踏まえ、国の責任において、教職員定数の改善等による指導・運営体制の充実を図るとともに、教職員の負担軽減・働き方改革の推進に係る取組及び教師の処遇改善を各地方自治体が確実に進められるよう、一層の財政措置を講ずること。

(6) 特別な支援を必要とする児童・生徒のための理学療法士や医療的ケア看護職員など専門人材の基礎定数化や、通級による指導に係る教員の基礎定数の更なる引上げ、特別支援学級の編制標準の見直しによる支援体制の強化、養護教諭の全校複数配置など、実情に見合った体制整備を図るとともに、配置に必要な財政措置を講ずること。

また、いじめ対策・不登校児童生徒等に対する支援を担当する教員の加配を増員するとともに、常勤のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター及び校内教育支援センターの相談員などの専門人材について教職員定数として算定し、国庫負担金の対象とすること。

(7) 教職員の働き方改革にも資する教科担任制等の加配について、教科の枠を拡大させる等充実させること。さらに、改定・拡充にあたっては他の加配からの振替によることがないように進めること。

(8) こどもの心身の健全な発達に資する小中学校及び幼児教育・保育施設等における給食について、食材料費高騰の状況や、独自の助成制度を実施する地方自治体が増加している状況に鑑み、給食費の利用者負担額について

地方自治体間で格差が生じないように、国の責任において、無償化をはじめとした恒久的な制度を創設するとともに、必要な財政措置を講ずること。特に、令和8年度からの実施が示されている小学校給食費の無償化については、給食の質の維持、食材に係る地域水準等による差異や食材料費の変動などの反映、喫食困難なアレルギーを抱えるこどもへの対応などが懸念されることから、制度概要を速やかに示すとともに、地方自治体に財政負担が生じることのないよう、地方交付税ではなく交付金等により、地域の実情に応じた十分な財政措置を講ずること。

- (9) 中学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への展開について、国が令和8年度から令和13年度までの6年間を改革実行期間と位置付けたことを受け、各地方自治体では、地域の実情等に応じて可能な限り早期に、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域クラブ活動への展開を目指している。

更なる地域展開等を進めるにあたっては、部活動指導員等への報酬や質の高い指導者を確保するための経費、地域クラブ活動に関する認定制度の運用管理費、空調費を含めた施設使用料などについて地方自治体にとって大きな負担となる可能性があることから、地域の実情に応じた十分な財政措置を講ずること。

- (10) 「GIGAスクール構想」を持続可能で実効性のあるものとするため、LTE等のモバイル回線モデルを含めた学習用端末の通信費、更新費及び学級増に伴う充電保管庫の設置費などのほか、学校の通信ネットワーク機器等の老朽化に伴う更新や速度の改善に係る費用、学習者用デジタル教科書や各種学習アプリ等に係る費用、セキュリティ対策費、授業目的公衆送信補償金、次期校務支援システム導入に関する費用などについて、小学校から高等学校段階も含めて全額国庫補助により十分かつ継続的な財政支援を講ずること。

また、GIGAスクール運営支援センター整備事業について、令和6年度で補助事業が廃止されているが、運営支援センターの機能はGIGAスクール構想の実現や教員の働き方改革の面でも実施が不可欠な機能であることから、令和8年度以降も補助事業とし、各種クラウドサービスの活用に伴うアカウント管理費用、故障に対する修理やアクセスポイントの更新など端末・ネットワークトラブルへの対応費用、教員研修等に必要経費、通信費への財政措置の更なる充実を図るとともに、ICT支援員の配置に係る費用についても、1校1人配置とするなど十分な財政措置を講ずるとともに、その労務管理等に要する経費等についても、適切に財政措置を講ずること。

2 災害復旧・復興や安全・安心な施設整備に向けた財政措置の拡充等

- (1) 能登半島地震や豪雨などの激甚災害により、各地で甚大な被害が発生している。被災地では、災害復旧・復興に向けて全力を挙げて取り組んでいるが、その取組は長期にわたるのが実態である。そして復興が長引くほど、避難生活の長期化による心身の疲労を原因とする人的被害や、復興の遅れによる経済停滞、風評被害といった影響が拡大し、被災地から人が離れ、元の生活を取り戻すことが困難となり、さらに地域の再生が危ぶまれる事態にもなりかねない。

国においては、住民に最も身近な存在である地方自治体の意見を十分に踏まえ、避難所環境の向上、要配慮者の支援、被災者の生活再建への支援、インフラの早期復旧、災害廃棄物処理、地場産業の復興、風評被害の払拭等、災害への備えに対する支援構築や一日も早い災害からの復旧・復興に向けた取組を強化するとともに、十分な財政措置を早急に講ずること。

- (2) 学校施設の老朽化対策や防災・減災機能の強化、トイレの洋式化・乾式化、空調設備の設置、学校給食施設の整備など、安全で良好な教育環境の改善を計画的に進められるよう、必要かつ十分な財政措置を講ずること。また、実勢価格に見合った補助単価への引上げ、補助率の引上げ及び補助要件の緩和に加え、地域の実情等に応じた柔軟な対応が可能となるよう、リースを活用した整備に対する補助を創設する等制度の充実を図ること。

- (3) 国民の生命と暮らしを守るため、道路、河川、砂防、上下水道などのインフラ施設の老朽化対策、国土強靱化の継続的な推進等にかかる必要な財源、人員体制の確保への重点的な支援を行うとともに、新技術等によるコスト低減手法の開発や、包括的な民間委託といった新たな事業手法の導入に関する情報提供等を行うこと。

また、資材価格や労務単価等の高騰が長期化する中、地方自治体の公共工事が計画的かつ円滑に実施できるよう、国庫補助事業の基準単価や補助率の引上げなどの対策を講ずること。

上水道においては、大量に更新時期を迎える老朽化した水道施設の更新・改良等のための事業費に対する財政措置の拡充を図るとともに、水道施設の耐震化の促進及び水道事業経営基盤の強化を図るため、現行の財政措置に係る要件の緩和や制度の拡充を図り、健全経営の確保に資する所要の財政措置を講ずること。

下水道においては、令和7年1月に埼玉県八潮市で腐食した下水道管に起因すると考えられる道路陥没事故が発生し、大きな被害や混乱が生じた。特に人口や経済が集中する指定都市・中核市でこのような事故が発生

した場合、住民生活や社会経済活動へ及ぼす影響は、国全体に波及するおそれがある。

また、本事故を受け実施をしている、全国特別重点調査の結果（８月時点）が令和７年９月に公表され、緊急度Ⅰの管きょについては、原則１年以内の対策の実施を求められており、老朽化対策にかかる事業費の更なる増大が見込まれている。

これらのことから、国土強靱化に向け、下水道施設の機能不全を防止するための老朽化対策に加え、改築にあわせて実施する機能向上に対し、十分な財政措置や技術的支援の強化を講ずるとともに、近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する豪雨災害や発生が危惧される大規模地震への事前防災として、浸水対策や地震対策について現在の規模を上回る財源を継続的・安定的に確保すること。

- （４）「第１次国土強靱化実施中期計画」に関連する各事業の予算・財源については、令和８年度以降、資材価格や人件費高騰等の状況も踏まえた必要額を、当初予算を含め、安定的に確保すること。

また、大規模自然災害に即応するための地方整備局等の人員・資機材等の確保はもとより、事前防災対策及びインフラの老朽化対策等に取り組む地方自治体への支援を強化するため、防災・減災、国土強靱化のための組織体制について、令和８年度以降さらに充実・強化を図ること。

加えて、令和７年度までの時限措置となっている「緊急防災・減災事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」については、引き続き防災・減災対策を充実・強化するため、事業期間を延長するとともに、対象事業を拡大するなど財政措置の拡充を図ること。

通常提言

3 デジタル・トランスフォーメーションの実現に向けた取組の推進

- (1) 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の対応においては、令和6年12月に「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が改定され、移行スケジュールへの柔軟な対応が示された。

しかしながら、自治体の中でも扱うデータ量が膨大で、複数のベンダ調整を要する指定都市や中核市といった大規模都市において、ベンダ確保が困難な状況は解消されておらず、移行経費が著しく高額となっている。また、移行に伴い、標準準拠システムとは別に、業務継続に不可欠な機能の構築や複雑なデータ移行作業の存在も、移行経費をさらに押し上げている。一方で、デジタル基盤改革支援補助金は、補助対象事業や対象となる基幹業務システムが限定的であるため、増大し続ける移行経費全体を到底カバーできるものではない。

標準化事業が国策として推進される以上、地方公共団体の意見を丁寧に聴きながら、移行に要する経費の実態を精査し、必要に応じて補助対象を抜本的に見直した上で、その全額を国庫負担とすること。

- (2) 標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等については、国の方針として「少なくとも3割の削減を目指す」とされているにもかかわらず、大幅に増加する見通しとなっている。ガバメントクラウド利用に係る大口割引や長期継続割引の適用等が行われてもなお、現行の運用経費を上回る深刻な状況であり、為替リスクや制度改正への対応など更なるコスト増加も懸念される。

このことから、運用経費等の3割削減を実現するため、地方自治体がクラウド環境に合わせてシステム運用を見直すことはもとより、国においてもクラウド事業者との協議による大口割引等の拡充や為替リスクへの対応の継続など、総合的な対策を実施し、恒常的に運用経費を軽減できる仕組みを導入すること。

また、ガバメントクラウドを利用する地方自治体の運用経費について、国は、令和7年度から普通交付税により措置することとしている。しかしながら、行政運営の強靱化等の観点から先行的にガバメントクラウド以外のクラウドを利用していた地方自治体では、標準仕様書に準じたことにより運用経費が増大している一方で、クラウド利用料等に対する財政措置がされず、先行者に不利な状況となるなど、各自治体の実態を的確に反映した措置とはなっていない。標準準拠システム・ガバメントクラウドの本格利用が既に始まっている現状を踏まえ、想定を上回る運用経費の増大分に

については、普通交付税による対応ではなく、各自治体の実態を的確に反映した新たな財政措置を国の責任において早急に講ずること。

(3) 行政サービスに密接に関わるガバメントクラウドの運用については、システム障害や情報セキュリティ事故等が発生しないようにするとともに、これらが発生した際には短時間でのサービスの復旧が図れるよう、十分考慮したものとする。また、障害発生やメンテナンス実施時の地方自治体との十分な情報連携等、行政サービスへの影響を最小限に留めるためのサポート体制を充実させること。

(4) 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化は、地方自治体がシステム移行を一斉に行うという、これまでにない大規模プロジェクトである。これまで、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」の改定や標準仕様の改版などが実施されたが、今後も、様々な法改正や制度改正等が予定されている中で、標準準拠システムへの移行を同時並行的に行わなければならない状況は、各自治体や、作業を受託する事業者には大きな負担を生じさせているだけでなく、システムの品質低下を招き、安定的なシステム運用に大きな支障をきたすおそれがある。

特に指定都市や中核市のように、一定の処理件数があり自前のシステムで工夫を凝らしてきた大規模自治体では、標準準拠システムの導入が不安視されていることから、行政サービスの低下に直結する稼働後のトラブルを避けるためにも、改定などを行う場合には自治体や事業者の事情を踏まえた適切な適合基準日を設定するなど、各自治体が移行に向けた作業を安心して進められるよう、国が主体的に整理し、主導的役割を発揮すること。

(5) デジタル分野の技術は日々更新されていることから、デジタル関連計画については常に最新技術に合わせた内容に見直しを図るとともに、地方自治体がデジタル・トランスフォーメーションを進めるのに必要となる柔軟な相談体制の構築及び法整備、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

また、国における行政のデジタル化の検討においては、住民との接点が多くその現場となる市区町村の意見を反映することができるよう、デジタル改革共創プラットフォームのような国と地方自治体の職員個人レベルの意見交換に加えて、デジタル庁や各府省と指定都市市長会や中核市市長会などの組織間や業務ごとの意見交換の場を設けること。

(6) マイナンバー制度を所管する国において、国民の理解が得られる制度の構築と丁寧な説明などにより、制度の信頼を確保すること。

また、マイナンバーカードの更新需要に加え、健康保険証の一体化、公金受取口座の登録、「氏名の振り仮名」の印字など、マイナンバーの利活用に関する国の取組を地方自治体が支援する場合に必要な経費について、地方自治体の意見を踏まえ十分な財政支援を行うとともに、地方自治体内での準備期間や住民への周知期間を十分確保できるよう詳細な情報提供を行うこと。

- (7) マイナンバー法等の一部改正で、令和7年5月から戸籍等の記載事項に「氏名の振り仮名」が追加となり、令和8年5月以降には、仮の振り仮名に基づき市町村長記録を行うこととなるが、市町村長記録後は、住民基本台帳やマイナンバーカードへも振り仮名が記載されるため、地方自治体では短期間で多大な事務が発生するとともに、住民から膨大な問い合わせがあることが想定される。法務省では令和8年5月まで戸籍の振り仮名に関する専用コールセンターを設置するが、コールセンターの設置期間の延長など、地方自治体への負担軽減を図ること。

また、国は地方自治体が体制整備に万全を期することができるよう、地方自治体が担う各業務工程の詳細など、事業実施に必要な情報を直ちに明示するとともに、市町村長記録、住民票への振り仮名一括記載及び戸籍の附票への旧氏の振り仮名記載に係るシステム改修並びに令和8年5月までの振り仮名届出受付等事務をはじめとした全ての事業に係る人件費、事務委託費等の体制強化に係る必要経費の全額を国庫補助対象とすること。

- (8) スマートシティの推進に向けたMaaS等の取組が各市で検討、実証・実装され始めている中、新たな取組は他の都市に横展開することで広く都市機能や行政サービスの向上に資することから、調査研究事業をはじめ実証実験等の先駆的事業や、先進的事業の横展開に資する取組に対して詳細な情報提供及び積極的かつ柔軟な財政的・技術的支援を行うこと。

また、スマートシティの推進に向けて、分野や自治体、官民の垣根を越えた広範なデータの流通を促進するため、データ連携基盤のハード整備に加え、データの規格統一などの取組を国において整備すること。

- (9) 官民間問わず希少なデジタル人材に関して、自治体DX推進計画2.0以降、外部人材のシェアについては、国において取り組むこととされた一方、行政内部のデジタル人材のシェアについては地方自治体の自主的な取組に委ねられている。希少な人材の確保・育成には、行政内部のデジタル人材についても、地方自治体間で相互にシェアする流動性の高い仕組みが欠かせないことから、国においてその基盤を構築すること。また、国と地

方自治体間の人材及び人材育成のノウハウやコンテンツを共有する仕組みの充実を行うこと。

4 脱炭素社会の実現

- (1) 地球温暖化対策推進法や令和7年2月に閣議決定された地球温暖化対策計画、第7次エネルギー基本計画及びGX2040ビジョンを踏まえ、脱炭素化に向けた取組を国と地方自治体が連携して展開していくことが求められる。

脱炭素型ライフスタイルへの転換に向け、商品・サービスの温室効果ガス排出量を見える化し、国民の前向きで主体的な意識改革や行動変容を促すとともに、事業者の企業活動の脱炭素化を促進するため、国として早期に地域横断的な仕組みの構築・展開を進めること。

- (2) 再エネ電力の地産地消に向けた支援の充実に加え、再エネ供給源となる地域とエネルギー消費地における地域間連携による再エネ電力の利活用を図るためのビジネスモデルの確立に対しても支援を行うこと。あわせて、住民の生活環境、地域の自然環境や生物多様性の保全と両立するよう、必要な措置を講ずること。

- (3) 水素を始めとした次世代エネルギーの需給拡大に向けて、国の主導による国際的なサプライチェーン構築や社会実装に向けた技術開発を進める企業への支援を進めるとともに、インフラ整備等を円滑に進めるための規制緩和や法整備の早期実現、水素供給拠点整備に対する支援の着実な実施に加え、需要家に対する支援の拡充を図ること。

また、各都市における再エネの地産地消に向けた水素利活用の取組が加速するよう、グリーン水素に関するサプライチェーン構築への支援拡充を図ること。

- (4) 市域単位の水素の消費量のほか、再生可能エネルギー導入量・自家消費量等のデータの集計・提供について、早急に具体的対応策を講ずるとともに、より精緻な温室効果ガス排出量及び吸収量の算定に向けて必要な仕組みづくりを進めること。

- (5) 「地域脱炭素ロードマップ」に掲げる脱炭素先行地域づくり事業及び重点対策加速化事業や、地球温暖化対策推進法に基づく「促進区域」における取組を推進すべく、課題を整理した上で、各地域の特性や創意工夫を踏

まえた要件緩和などの柔軟な制度運用や財政支援及び拡充等を継続的に行うこと。

(6) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地方自治体内のグリーン・トランスフォーメーションに向けた人材の確保・育成の推進に対する財政支援を行うこと。

(7) 国主導で組織横断的に省庁や所管業務の枠を越えて、脱炭素社会の実現に向けた取組を講じ、地方自治体や企業等の取組を推進するため、地球温暖化対策を主目的とする事業以外であっても地球温暖化対策に資する場合は、国が地方自治体や企業等に対して交付する補助金の補助率引上げ等のインセンティブを付与するなど財政支援を拡充するとともに、脱炭素化推進事業債等について、令和7年度までとなっている現行の時限措置を延長すること。

5 地域公共交通の確保維持改善に係る財政措置の拡大

(1) 給与水準や処遇、改善基準告示の改正などを起因とした乗務員不足、人件費や燃料価格の高騰などによる運行経費の増大等、公共交通を取り巻く状況は厳しさを増している。一方で、病院や学校の統廃合のほか、高齢者の運転免許証返納などによって日常生活における「移動」の問題は深刻化しており、住民の移動手段を確保する上で、公共交通の重要性が高まっている。

そのため、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向けて、交通事業者の経営改善や業務の省人化に資するICTや交通DXの活用、また自動運転をはじめとした先端技術の開発・実装や実用化のための法整備を早急に進めることと併せて、地域の特性に応じた柔軟な補助要件の設定や適切な財政措置を講ずること。

(2) 地域交通を支える旅客自動車運送事業の経営力向上に向けては、女性や若者、外国人等の多様な人材の確保・育成を図ることが必要である。特に喫緊の課題である担い手不足については、全国的に社会問題化していることから、国が、その解消に積極的に取り組むとともに、事業者や地方自治体が実施する二種免許取得促進や処遇改善、外国人材受入などの人材確保の取組に対し、補助事業の拡大や特別交付税措置を講ずること。

6 物価高への対応に要する財政措置等

- (1) 国際的な原材料価格の上昇や円安の影響などから、日常生活に密接なエネルギー・食料品価格等の上昇が続き、今後も市民生活や地域経済に深刻な影響が生じることが想定されるため、国の責任において、その対策について万全を期すとともに、国庫補助負担金の対象経費については、その基準額の算定において、物価高による影響分を含めるなど適切に対応すること。

また、物価高に対応するための地方向け交付金による財政支援を行う場合は、財政力にかかわらず、必要額を措置すること。

加えて、国から地方への財政措置の時期については、金利上昇に伴う地方財政への影響を十分考慮すること。

- (2) 物価高騰等の現下の社会経済情勢が、地域における社会保障サービスの中核となる医療機関の経営に甚大な影響を及ぼしていることから、地域医療を守るため、入院基本料をはじめ、診療報酬改定の早期の実施や臨時的な診療報酬加算の創設など、物価高騰や人件費上昇に柔軟かつ速やかに対応すること。また、適切な制度改正が実施されるまでの間は、国から直接の補助や新たな交付金の創設などにより、地域に必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくための支援を行うこと。

7 地方創生の一層の推進と東京都への一極集中の是正

- (1) 国が令和7年6月に公表した「地方創生2.0基本構想」では、平成26年に「地方創生」を開始して以降、全国各地で地方創生に向けた取組が行われ、様々な好事例が生まれた一方、人口減少や、東京圏への一極集中の流れを変えるまでには至らなかったとしている。

地方における人口減少対策は、様々な社会情勢の変化に対応しながら、あらゆる分野での施策を総動員して取り組むことが重要であり、長期的な視点に立った息の長い取組となる。

については、地方自治体、とりわけそれぞれの地方で圏域全体の経済や生活を支える指定都市及び中核市が、地方創生の取組をこれまで以上に推進していけるよう、地域の実情を踏まえて必要とする財政支援をより強力に行うとともに、対象事業分野の更なる拡充や要件の緩和、手続きの簡素化等を図ること。

- (2) 連携中枢都市圏構想については、平成26年度の制度創設以降、連携中枢都市となる指定都市・中核市が積極的に圏域を形成し、コンパクト化と

ネットワーク化による圏域の経済成長の牽引や高次の都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上を図る取組を進めている。

連携中枢都市圏は、人口減少社会において、基礎自治体が抱える課題を解決し、安定的・効率的な行政サービスを提供していく上で重要な枠組みである。

については、現行の連携中枢都市圏構想推進要綱に基づいて運用されている制度が、今後、連携中枢都市及び連携市町村が圏域全体の持続的発展につながる取組を一層安定的に推進できるよう、基礎自治体の自主性や自立性を十分に尊重しつつ、さらに広域連携の推進を図るための仕組みとして当該制度を「法定化」とするとともに、財政面も含めた支援を強化すること。

あわせて、三大都市圏においても、近隣市町村とさらに連携し、少子高齢化や社会資本老朽化への対応等、切実な地域の課題解決に向け継続的に取り組むことができるよう、連携中枢都市圏制度の対象拡充あるいは新たな広域連携制度の創設を実現すること。

加えて、各基礎自治体が数値的根拠をもって圏域における戦略・施策を立案できるよう、国において広域的な社会・経済活動に関するデータ基盤及び人的サポートを行う体制の整備を行うこと。

- (3) 人口密集や地価の高騰など東京都への一極集中の課題が浮き彫りになるとともに、テレワークやウェブ会議システムの普及など、企業の地方移転の環境整備も進んでいる。「経済財政運営と改革の基本方針2025」においても、人の流れを創出・拡大するため「税制の活用も含めた環境整備による企業の地方移転や拠点拡充などの取組を促進する。」とされており、地方創生を確実なものとしていくためにも、企業の地方移転や拠点拡充を強力に後押しする制度が必要である。

地方拠点強化税制については、令和6年度税制改正において特例措置の延長と要件の緩和等の拡充が行われたところであるが、令和7年度までの適用期限であるため、令和8年度以降も特例措置を延長すること。

また、移転型について、東京23区だけではなく、東京都から本社機能を移転した場合も制度の対象とするとともに、移転型及び拡充型のいずれも、東京都を除く三大都市圏の全域を優遇措置の対象とすること。その上で、過疎地域に準ずる地域など、特に配慮が必要な地域に対し、更なる優遇措置を講ずること。

8 二市長会との定期的な協議の場の設置

国に地方の声を届ける仕組みとして、いわゆる地方六団体については「国と地方の協議の場に関する法律」に基づく国との協議の場をはじめ、様々な機会が設けられているが、指定都市市長会・中核市市長会には、同様の仕組みが確立されていない。

地方自治体を取り巻く状況がめまぐるしく変化する中、多種多様な課題に迅速かつ的確に対応するとともに、今後起こりうる課題に先手を打つためには、これまで以上に国と地方自治体の積極的な連携・協力が欠かせない。とりわけ、地域経済の活性化に尽力し、子育てや介護などを最前線で支える指定都市・中核市の声を反映させることが最も効果的である。

そこで、国における各種検討会議に、それぞれの地域における社会・経済活動の中心である指定都市・中核市を積極的に参画させることにより、地域の実情の把握に努めるとともに、これら市長会との定期的な協議の場を早急に設けること。

9 地方分権・地方制度改革の一層の推進

- (1) 指定都市・中核市は、その規模や歴史・文化をはじめ、地域で果たす役割等、それぞれが異なる特性を持っており、各都市において、その地域にふさわしい都市像の実現を目指した取組が行われている。

しかしながら、各都市が直面する課題と向き合い、自らの判断と責任により10年後、20年後を見据えたまちづくりを行うためには、事務・権限及び税財源の移譲が未だ不十分であり、より一層の地方制度改革が必要である。

については、「補完性の原理」、「基礎自治体優先の原則」に基づき、国と都道府県、市区町村の役割を改めて整理するとともに、指定都市・中核市が必要とする事務・権限及び税財源の移譲を積極的に進めること。

また、大都市制度については、総務省に設置された「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」における「特別市」をはじめとする大都市制度等の議論を次期地方制度調査会の調査審議につなげ、「特別市」の法制化に向けた議論を加速させることにより、地域の実情に応じた多様な大都市制度を早期に実現すること。

あわせて、地方分権を今後進めるに当たっては、平成27年4月に中核市の指定要件が緩和されたことにより、人口20万人程度から60万人程度までの多様な中核市が誕生していることを踏まえ、都市区分のみによる一律の議論によらず、「手挙げ方式」などの活用により、地域・圏域の実情に応じて選択的に事務・権限等の移譲が受けられる制度を創設すること。

特に、中核市市長会がかねてより求めている「県費負担教職員の人事権等移譲」については、平成29年度に指定都市に対して教職員に係る税財源の移譲が行われたことも踏まえ、一向に進展の見えない「事務処理特例制度による対応」という整理ではなく、希望する中核市が地域の実情に応じて選択的に事務・権限の移譲を受けられるよう、抜本的な制度改革を行うこと。

- (2) 現在、地方分権改革について「提案募集方式」による取組が進められているが、指定都市・中核市が持つ能力を最大限に発揮できるよう、その発意における創意工夫の趣旨を十分に酌み取ること。また、提案対象を権限移譲と規制緩和に限定することなく、権限移譲に伴い必要となる税財源移譲をはじめとした税財政制度についても対象とすること。

さらに、多くの都道府県で条例による事務処理特例制度を活用して移譲されている事務・権限に関する提案はもとより、現状における支障事例の有無にかかわらず、住民の利便性の向上及び行政の効率化に資することが明らかな提案は、移譲先となる基礎自治体の意見を踏まえた上で、積極的に検討を行い、その実現を図ること。なお、新たな事務・権限の移譲に伴い必要となる財源についても確実に措置を講ずること。

あわせて、指定都市については、大都市に関する特例等により、道府県から指定都市に移譲されている事務・権限及び新たに移譲される事務・権限について、所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税財源移譲により大都市特例税制を創設すること。中核市については、権限移譲を希望する市が税財源移譲を合わせて受けられるよう積極的な検討を行うこと。

10 地方税財政制度の再構築

- (1) 真の分権型社会の実現のため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」を現状の6：4からまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていくこと。

また、地方法人税は単に地方自治体間の税収を再配分する制度であり、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度であるため、地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

(2) 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。また、医療や介護、障害者福祉等の社会保障関係費が増加する中、税源移譲がなされるまでの間は、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、超過負担を解消すること。

(3) 地方が必要とする一般財源総額について、激甚化・頻発化する自然災害への対応やインフラ老朽化対策等の防災・減災、国土強靱化に係る取組のほか、こども・子育て政策の強化、団塊の世代が後期高齢者となることに伴う医療・介護の体制整備、地域社会のデジタル化、脱炭素社会の実現に向けた取組等に係る財政需要や地方税等の収入を適切に見込むとともに、物価高への対応や人事院勧告に伴う給与改定に要する経費などの追加の財政需要、国の税制改正の影響についても、地方財政計画に適切に反映した上で、地方の安定的な財政運営に必要な額を確保すること。

また、地方の財源不足の解消は、国の責任により地方交付税の法定率の引上げなどによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。さらに、地方交付税は、指定都市・中核市に特有の財政需要を的確に反映させた客観的・合理的な基準によって算定し、配分すべきであり、指定都市・中核市に限定した削減は決して行わないこと。

あわせて、具体的な算定方法を早期に明示し、各地方自治体における予算編成に支障が生じないよう地方交付税額の予見可能性を確保すること。

(4) 地方自治体の保有する基金は、災害など不測の事態に備え、地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で積立てを行っているものであり、基金の現在高を理由とした地方交付税の削減は決して行わないこと。

(5) 国民健康保険制度の持続的・安定的な運営のため、被保険者の高齢化の進展や職業構成の時代的变化、そして被用者保険の適用拡大などにより生じた構造的課題の解決に向けて、国庫負担の拡大による財源強化と、医療保険制度の一本化に向けた抜本的な制度の見直しを行うとともに、1人当たりの医療費が増嵩傾向にある中で、被保険者の健康の保持増進と医療費適正化を推進するための更なる財政措置を講ずること。なお、高額療養費制度の見直しに当たっては、セーフティネットとしての役割や社会保障制度の持続可能性について丁寧な検討を行うこと。

また、未就学児に係る均等割保険料（税）の軽減措置については、子育て世帯の更なる負担軽減の観点から、国の責任と財政負担により、対象となる年齢の拡大や軽減割合の引き上げ等、制度の拡充を図ること。

あわせて、令和８年度に導入される「子ども・子育て支援金」制度に係るシステム改修等の必要な経費については、地方自治体の意見を踏まえ十分な財政支援を行うこと。また、保険料（税）の算定において、子育て世帯の負担が増加しないよう配慮するとともに、国民から制度への深い理解と共感が得られるよう、国が主体となって、丁寧な周知、広報等を行い、地方自治体内での準備期間や住民への周知期間を十分確保できるよう詳細な情報提供を行うこと。

- （６）固定資産税は地方自治体の歳入において大きな割合を占める基幹税目であることから、国の経済対策等にこれを用いず、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

とりわけ、令和３・４年度税制改正において講じられた土地に係る固定資産税の負担調整措置の特例のような、課税標準額の上昇幅を抑制するなどの、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。

また、負担水準の均衡化及び負担調整措置の簡素化を図るため、現行の商業地等の据置特例を早期に廃止し、負担水準を７０％に収斂させる制度とすること。

さらに、家屋評価については、納税者に分かりやすく、地方自治体の事務の効率化が図られるよう、引き続き、現行の評価方法である再建築価格方式自体の抜本的な見直しも含めた検討を行い、一層の簡素化を図ること。

- （７）ふるさと納税制度について、令和元年度税制改正において一定の見直しがされたものの、特例控除額が所得割額の２割という定率の上限のみでは、寄附金税額控除の上限額が所得に比例して高くなり、返礼品との組み合わせにより、結果として、高所得者ほど大きな節税効果が生じている。また、返礼品を目的とした寄附の増加により都市部における地方自治体の財政に与える影響が非常に大きくなっている。そうした課題が依然として残されていることから、本来の趣旨に沿った制度となるよう、特例控除額に定額の上限を設けるなどの見直しを早急に行い、更なる制度の適正化を図ること。

また、ワンストップ特例制度によって申請された場合に、所得税控除相当額を個人住民税から控除する仕組みを速やかに見直すこと。